

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	19	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	地方法人課税の見直し		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 法人住民税 └─ 均等割 └─ 法人税割 資本金等の額等に応じて定額の負担を求める。 [税率] 道府県民税 : 2～80万円 市町村民税 : 5～300万円 〔法人税額に応じた負担を求める。〕 [税率] 道府県民税 : 法人税額の1.0% 市町村民税 : 法人税額の6.0% 法人事業税 ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 ・ 資本金1億円超の普通法人 (外形課税対象法人) 〔所得割（税率：1.0%）※年800万円超の所得〕 外形標準課税（付加価値割：1.2%、資本割：0.5%） ・ 資本金1億円以下の普通法人 (所得割（税率：7.0%）※年800万円超の所得) ○ 電気供給業（送配電事業）・ガス供給業（導管事業）・保険業 (収入割（税率：1.3%）) ○ 電気供給業（発電及び小売電気事業者） ・ 資本金1億円超の普通法人 (外形課税対象法人) 〔収入割（税率：1.05%）〕 外形標準課税（付加価値割：0.37%、資本割：0.15%） ・ 資本金1億円以下の普通法人 (収入割（税率：1.05%）所得割（税率：1.85%）) ○ ガス供給業（特定ガス供給業） (収入割（税率：0.78%）外形標準課税（付加価値割：0.77%、資本割：0.32%）) 特別法人事業税 ○ 電気供給業・ガス供給業・保険業以外の事業 ・ 資本金1億円超の普通法人 (外形課税対象法人) (基準法人所得割額 × 260.0%) ・ 資本金1億円以下の普通法人 (基準法人所得割額 × 37.0%) ○ 電気供給業（送配電事業）・ガス供給業（ ）・保険業を営む法人 (基準法人収入割額 × 30.0%) ○ 電気供給業（発電及び小売事業者） ・ 資本金1億円超の普通法人 (外形課税対象法人) (基準法人収入割額 × 40.0%) ・ 資本金1億円以下の普通法人 (基準法人所得割額 × 40.0%) ○ ガス供給業（特定ガス供給業） (基準法人収入割額 × 62.5%) ・特例措置の内容 ○令和5年政府税制調査会とりまとめにおいて、社会経済状況の変化を把握するとともに、地方財源の偏在の度合いや地域間の財政力格差の状況等について注視し、税源の偏在性の小さい税体系の構築を目指していくことが重要とされていることを踏まえ、地方法人課税について、そのあり方を見直すことが必要。 〔関係条文〕 地方税法 第二章 道府県の普通税 第一節 道府県民税、第二節 事業税 ／第三章 市町村の普通税 第一節 市町村民税 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 等		

減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)
要望理由	経済の好循環を生み出すためには、企業において、継続的な賃上げの取組を加速させていくことに加え、新たな設備投資によって生産性を向上させていく必要がある。 こうした観点から、企業への法人課税のあり方についても、経済の好循環を妨げることのないよう検討がなされるべきであり、令和5年政府税制調査会とりまとめにおいて、「社会経済状況の変化を把握するとともに、地方財源の偏在の度合いや地域間の財政力格差の状況等について注視し、税源の偏在性の小さい税体系の構築を目指していくことが重要」とされていることも踏まえれば、地方法人二税は、地域的な偏在性が大きく、景気の動向に左右され税収が不安定な財源であることから、地方税体系全体の中で、そのあり方を見直す必要がある。 また、その際は、以下のような指摘も踏まえつつ、検討していく必要がある。 1. 法人所得の地理的偏在により、自治体間の税収格差につながっている。 2. 他の税項目に比べ変動が大きく、自立的・安定的な地域的経営を行う基幹税として問題がある。 3. 応益性の観点から、行政サービスの受益と企業の税負担のバランスが不明瞭である。 4. 選挙権を行使できない法人に対して、自治体が超過課税を行っている。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」（令和5年6月30日 政府税制調査会とりまとめ（抄）） （税源の偏在性の小さい地方税体系の構築） 特別法人事業税・譲与税制度創設までの一連の偏在是正の取組みにより、地域間の財政力格差の拡大や社会経済状況の変化等に対して地方税制上の一定の対応が行われてきました。今後も、社会経済状況の変化を把握するとともに、地方税源の偏在の度合いや地域間の財政力格差の状況等について注視し、税源の偏在性の小さい税体系の構築を目指していくことが重要です。 ○ 法人税の改革について（平成26年6月27日政府税制調査会取りまとめ）（抄） 1. 法人税改革の趣旨 （略） 国・地方の法人税率の3分の1を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないように法人課税の位置づけを再検討しなければならない。 2. 具体的な改革事項 （8）地方法人課税の見直し（法人事業税を中心に） ② 改革の方向性 （略） また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。
		政策の達成目標	税源の偏在性の小さい税体系の構築により、法人の経済活動をより活性化し、経済の好循環をより確実なものとしていく。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	－

	有効性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	地域的な偏在性が小さい税体系を構築することにより、法人の経済活動をより活性化し、継続的な賃上げの取組を加速させていくことに加え、新たな設備投資によって生産性を向上させることで、経済の好循環をより確実なものとしていくことが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	地域的な偏在性が小さい税体系を構築することにより、法人の経済活動をより活性化し、継続的な賃上げの取組を加速させていくことに加え、新たな設備投資によって生産性を向上させることで、経済の好循環をより確実なものとしていくことが見込まれる。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	-
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	-
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	-
	前回要望時の 達成目標	-
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	-
これまでの要望経緯		継続要望